

平成21年度介護報酬改定について

社会保障審議会介護給付費分科会での検討

- 平成21年度の介護報酬改定について、9月18日開催の社会保障審議会
介護給付費分科会から、本格的に検討が行われている。
- 9月は事業者団体等のヒアリング、10月は介護従事者対策等を中心に
議論が行われた。今後、介護報酬や指定・運営基準について、サービスご
とに議論され、12月中旬に基本的な考え方の整理、取りまとめられ、1
月下旬に改定案が諮問・答申される予定である。
- 10月3日に開催された第55回分科会において、平成21年度介護報
酬改定の視点として、次の5点が示された。
 - ① 介護従業者の人材確保対策
 - ② 高齢者が自宅や多様な住まいでの療養・介護できる環境の整備
(医療と介護の連携)
 - ③ 認知症高齢者の増加を踏まえた認知症対策の推進
 - ④ 平成18年度介護報酬改定で新たに導入されたサービスの検証
 - ⑤ サービスの質の確保、効率化等

介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策

- 10月30日、政府の追加経済対策（生活対策）において、介護従事者
の処遇改善と人材確保のため、平成21年度からの介護報酬を3.0%引
き上げること、それに伴う介護保険料の急激な上昇を抑制すること等が発
表された。

生活対策(抜粋)

平成 20 年 10 月 30 日

新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議

3. 生活安心確保対策

◇国民の生活不安の解消のため、消費者庁（仮称）の創設など消費者政策の抜本的強化等とともに、10万人程度の介護人材等の増強、出産・子育て支援、障害者・医療・年金対策を推進する。

○介護従事者の待遇改善と人材確保等

・介護報酬改定による介護従事者の待遇改善

- 平成 21 年度の介護報酬改定（プラス 3.0%）等により介護従事者の待遇改善を図ることとしつつ、それに伴う介護保険料の急激な上昇を抑制等

・介護人材等の緊急確保対策の実施等

- 介護福祉士等修学資金貸付事業の拡充（一定期間従事した場合の返還免除要件の緩和等）
- 母子家庭の母親の介護福祉士・看護師等の資格取得支援（給付金の支給期間拡大）
- 福祉・介護人材の参入促進のための相談・助言、潜在的有資格者等養成支援、複数事業所連携（以上障害者基金の活用）、年長フリーター等を介護人材として確保・定着させた事業者への助成、介護作業負担軽減のための設備・機器を導入する事業者へのモデル奨励金
- 認知症高齢者の徘徊 S O S ネットワークの G P S 利用や広域ネットワークの整備推進
- 外国人看護師・介護福祉士候補者への日本語研修